

令和6年度 月別・会場別講習等計画表 <松本会場>

区分	種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
教実 習技	移動式クレーン運転士（つり上げ荷重5t以上）			3~8 (月~土)				21~26 (月~土)				3~8 (月~土)	
	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t以上）	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~土)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)
技	車両系建設機械（解体用）運転 （機体質量3t以上）		7 (火)		26 (金)		9 (月)		18 (月)		24 (金)		21 (金)
	不整地運搬車運転 （最大積載量1t以上）		1~2 (水~木)		29~30 (月~火)				5~6 (火~水)		29~30 (水~木)		
能	高所作業車運転 （作業床の高さ10m以上）	18~19 (木~金)	23~24 (木~金)	12~13 (水~木)	4~5 (木~金)	5~6 (月~火)	13~14 (金~土)	28~29 (月~火)	14~15 (木~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (木~金)	27~28 (木~金)
	小型移動式クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）	※松本会場 <small>で</small> 小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習（計5日間）の日程の初日から3日間となります。											
習	フォークリフト運転 （最大荷重1t以上） ※赤字は休日講習	15~18 (月~木)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木)	1~4 (月~木)	7~10 (水~土)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	11~14 (月~木)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金)	24~27 (月~木)
		13~14→20~21 (土・日→土・日)		22~23→29~30 (土・日→土・日)	22~25 (月~木)	8/31~9/1→9/7~8 (土・日→土・日)			9~10→16~17 (土・日→土・日)				1~2→8~9 (土・日→土・日)
	ショベルローダー等運転 （最大荷重1t以上）		7~10 (火~金)						18~21 (月~木)				
セッ ト講 習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）+ 玉掛け（つり上げ荷重1t以上）セット講習	1~5 (月~金)	27~31 (月~金)	24~28 (月~金)		26~30 (月~金)		9/30~10/4 (月~金)		2~6 (月~金)		17~21 (月~金)	
	玉掛け（つり上げ荷重1t以上）+ クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5t未満）セット講習	22~26 (月~金)			16~20 (火~土)		2~6 (月~金)				6~10 (月~金)		
特 別 教 育	クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）	11~12 (木~金)	16~17 (木~金)	20~21 (木~金)		22~23 (木~金)	26~27 (木~金)		7~8 (木~金)	12~13 (木~金)		10・12 (月・水)	18~19 (火~水)
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t未満）		4/30~5/1 (火~水)	14~15 (金~土)			5~6 (木~金)		10/31~11/1 (木~金)	25~26 (水~木)			3~4 (月~火)
	ローラー運転 （無制限）	24~25 (水~木)						2~3 (月~火)			30~31 (木~金)		
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m未満）			10~11 (月~火)				30~31 (水~木)					5~6 (水~木)
	フォークリフト運転 （最大荷重1t未満）		27~28 (月~火)							24~25 (火~水)			
	巻上げ機（ウインチ）					26~27 (月~火)							6~7 (木~金)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	10 (水)		10 (月)		21 (水)		15 (火)		20 (金)		10 (月)	
安 衛 教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			24 (月)					19 (火)				
	はい作業従事者安全教育						24 (火)						

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくこととなります。